

東大阪市

事業所税の手引

東大阪市

令和6年9月作成

はじめに

平素は、本市税務行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる財源として昭和 50 年に創設された目的税であり、指定都市内で事業活動を行う方のその活動の規模に応じて税負担していただくことになっております。

また、事業所税は申告納付制度を採用しており、本税の円滑な運用には、関係者の方々の深いご理解とご協力が必要となってまいります。

この「事業所税の手引」は、事業所税の課税のしくみと申告の方法について基本的な内容を中心に事例を交えて詳しくご説明しておりますので、申告書を作成する際の参考となれば幸いです。

根拠法令名及び参考条文等は次の略号で示しています。

法.....	地方税法
令.....	地方税法施行令
規.....	地方税法施行規則
取通.....	地方税法取扱通知(市町村税関係)
条.....	東大阪市税条例
条規.....	東大阪市税条例施行規則

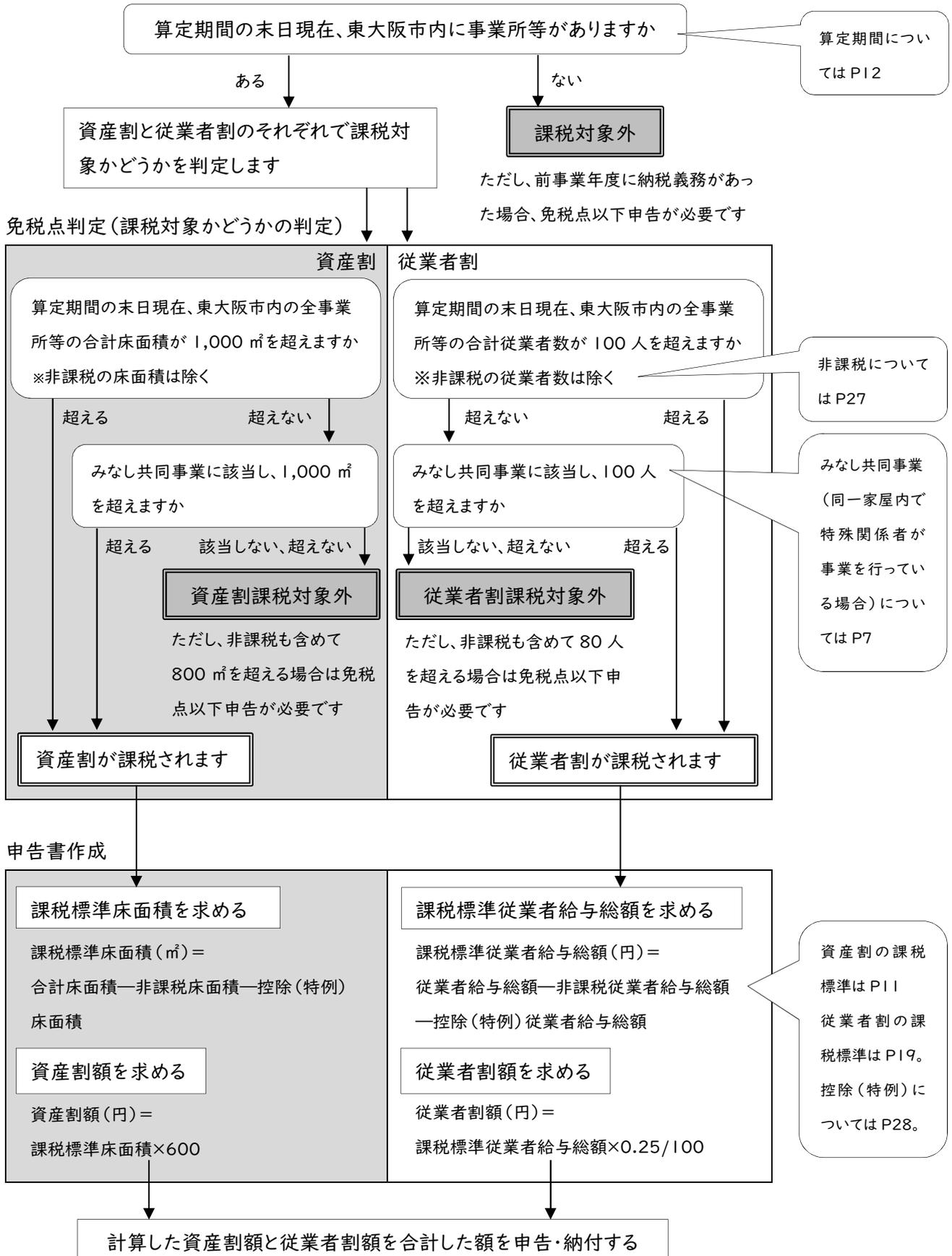
条、項、号は算用数字で表示し、項には数字を○、号は()を囲んで表示しています。

目次

事業所税フローチャート.....	3
第1章 事業所税の概要.....	4
1. 事業所税について.....	4
2. 課税団体.....	4
3. 事業所税の課税のしくみ.....	5
第2章 事業所税の課税のしくみ.....	6
1. 課税対象.....	6
2. 納税義務者.....	6
3. 免税点の判定.....	9
4. 課税標準.....	11
4-1. 資産割の課税標準.....	11
4-2. 従業者割の課税標準.....	19
5. 非課税.....	27
6. 課税標準の特例.....	28
7. 減免.....	29
第3章 事業所税の申告と納付.....	30
1. 申告および納付.....	30
2. 期限後申告・修正申告・更正の請求.....	31
3. 延滞金・加算金.....	31
第4章 事業所税申告書の記載例.....	33
1. 事業所税申告書.....	33



事業所税フローチャート



第1章 事業所税の概要

1. 事業所税について

事業所税は、人口・企業が大都市地域に集中したことによって発生した交通問題、公害問題、ごみの処理の問題などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備及び改善に必要な財源を賄うための**目的税**として昭和50年に創設されました。

事業所税は、その創設の趣旨から、大都市における行政サービスと事業活動との受益関係に着目し、そこに所在する事務所または事業所(以下「事業所等」という。)に対して、その事業活動の大きさの指標となる「事業所床面積」及び「従業者給与総額」という一定の外形標準を対象に課税するしくみとなっています。



2. 課税団体

事業所税の課税団体は、次のとおりです。(令和6年4月1日現在 77団体)

	東京都及び 政令指定都市	首都圏整備法の既成市街地を 有する市又は近畿圏整備法の 既成都市区域を有する市	人口30万人以上の政令で指 定する市
北海道・ 東北地方	札幌市、仙台市		旭川市、秋田市、郡山市、いわき市
関東地方	東京都(特別区)、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市	武蔵野市、三鷹市、川口市	宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
中部地方	新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市		富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市
近畿地方	京都市、大阪市、堺市、神戸市	守口市、 <u>東大阪市</u> 、尼崎市、西宮市、芦屋市	大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市
中国・四国 地方	岡山市、広島市		倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市
九州・沖縄 地方	北九州市、福岡市、熊本市		久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

3. 事業所税の課税のしくみ

	資産割	従業者割
課税対象	事業所等において法人又は個人が行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所等の用に供する事業所用 家屋の床面積(事業所床面積)	課税標準の算定期間中に支払われ た従業者給与総額
税率	1㎡につき 600 円	従業者給与総額の 0.25%
免税点	市内の全ての事業所の合計床面 積が 1,000 ㎡以下 (非課税の床面積を除く)	市内の全ての事業所の合計従業者 数(役員等含む)が 100 人以下 (非課税の従業者数を除く)
申告納付期限	法人…事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内 個人…3 月 15 日	

注1. 免税点の判定は、算定期間の末日時点の現況で判定します。算定期間の末日とは、法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は 12 月 31 日を指します。

注2. 「資産割」・「従業者割」のいずれかにおいて免税点を超えれば、超えた方の納税義務が発生します。

第2章 事業所税の課税のしくみ

1. 課税対象

事業所税は、事業所等において行う事業に対して課税されます。(法701の32①)

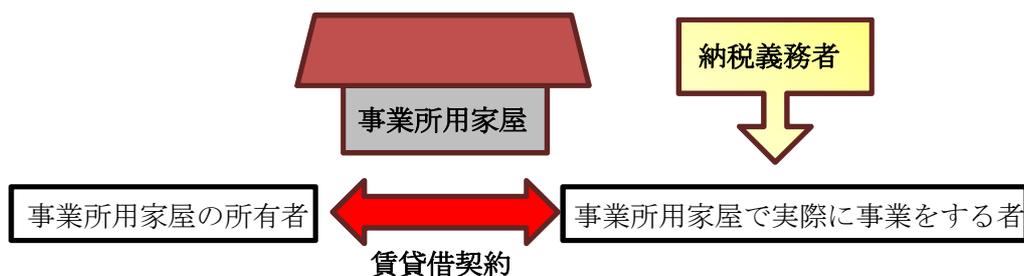
(1)事業所等とは

自己の所有に属するものであるか否かを問わず、事業の必要から設けられた人的および物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいい、基本的には法人住民税や法人事業税の事務所・事業所と同じ考え方によるものです。ただし、**事業所税における事務所・事業所は事務所、店舗、工場などのほか、これらに附属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージなども事業所等の範囲に含まれます。なお、無人倉庫など人的設備を欠く施設も、これらを管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り事業所等に該当します。**

また、事業所の要件を満たしていても、例えば屋根だけの物件のように**固定資産税において家屋に該当しない事業所等については、課税対象外となります。**

2. 納税義務者

納税義務者は、事業所等において事業を行う法人または個人であり、事業所等の用に供する家屋(以下「事業所用家屋」という。)の所有権の有無は問いません。したがって、貸しビルのテナントなど**第三者の所有する事業所用家屋を借用して事業を行っている場合は、所有者ではなく、その借受人が納税義務者**となります。(取通第9章三(4)(ア))



なお、納税義務者の認定にあたっては、次の点に注意してください。

(1)人格のない社団等

人格のない社団等は法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。(法701の32③)

(2)共同事業

共同事業(みなし共同事業を除く。)を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課されます。

なお、この場合の各共同事業者ごとの課税標準は、当該共同事業に係る事務所等の事業所床面積又は従業者給与総額に損益分配の割合(当該割合が定められていない場合は、その者の出資の価格に应ずる割合)を乗じて得た面積又は金額となります。また、免税点の判定も同様となります。(法 10 の 2①、令 56 の 51①、令 56 の 75①)

(3)みなし共同事業

事業者が同一家屋において、特殊関係者(親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社など)とそれぞれ事業を行っていた場合、その特殊関係者の事業は、特殊関係者を有する事業者との共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課されます。

そして、特殊関係者の行う事業は単独で免税点の判定を行いますが、**特殊関係者を有する者となった場合には、特殊関係者の事業を合算して免税点判定を行う**こととなります。

ただし、課税標準の算定については、いずれの場合も合算せずに単独で行います。(法 701 の 32②、法 10 の 2①、令 56 の 51②、令 56 の 75②)

(4)実質課税

法律上事務所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人である場合は、**事実上事業を行う者が納税義務者となります。**(法 701 の 33)

(5)貸しビル等

貸しビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。(取通第 9 章 3(4)(ア))

したがって、貸しビル等の貸主は、当該貸付け部分については納税義務者となりません。また、貸しビルの空室部分は課税対象になりません。

(6)清算中の法人

清算中の法人であっても、清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。(取通第 9 章 3(4)ア)

(7)駐車場

駐車場の場所	駐車部分の種類	納税義務者
自社所有の駐車場	自社用車の駐車部分、時間貸し部分	自社
	従業者の通勤のための駐車部分	自社
	月極め貸し、年貸し部分(※)	使用者(借主)
貸しビル等における駐車場	テナントが借りている部分	テナント
	外来者や一般客のための自由駐車部分	貸しビル業者

(※) ただし、駐車場経営を事業として行っている場合は、駐車場経営を行っている法人が納税義務者となります。

また、駐車場については近年様々な種類・経営形態があり、駐車場の契約内容、管理運営責任の所在がどちらにあるか等総合的に勘案し判断をする場合がありますので、ご不明な点がある場合は法人市民税係へお問い合わせください。

(8)その他

Check! ★(事例)委託事業に係る納税義務者について★

(問)A社は業務の一部をB社に委託しており、委託料をB社に支払っています。B社は、B社の工場及び従業員を使用し委託された事業を行っています。この場合の委託事業に係る納税義務者はA社・B社のどちらになりますか。

(答)B社が納税義務者になります。

なお、A社の事業所等の一部でB社の従業員がこの委託事業を行う場合は、当該委託者であるA社が資産割の納税義務者となります(従業者割はB社)。ただし、事業所等の一部について賃貸借契約等により占有して使用できる状態で独立したB社の事業所等と認められる場合は、B社が納税義務者になります。

Check! ★(事例)倉庫に係る納税義務者について★

(問)次の場合は、倉庫業者か倉庫を賃借して使用しているものかどちらが納税義務者になりますか。
 (1)一棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃借し、占有する場合
 (2)一棟の倉庫のうち、特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し、占有する場合
 (3)製品一個又は一ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

(答)(1)及び(2)は、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又はその部分を使用している者が納税義務者となります。(3)は倉庫業者が納税義務者となります。

倉庫の使い方	納税義務者
一棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃借し占有する	当該倉庫を使用している者 (ただし、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合は倉庫業者が納税義務者になります。)
一棟の倉庫のうち、特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し占有する	
製品一個又は一ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する	倉庫業者

3. 免税点の判定

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割、従業者割それぞれにおこないます。(法 701 の 43③) (算定期間の末日とは、法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は 12 月 31 日を指します。)

資産割については東大阪市内の全ての事業所等の床面積を合計したもので、従業者割については東大阪市内の全ての事業所等の従業者数を合計したもので判定します。その際、非課税の床面積と非課税の従業者は除きます。

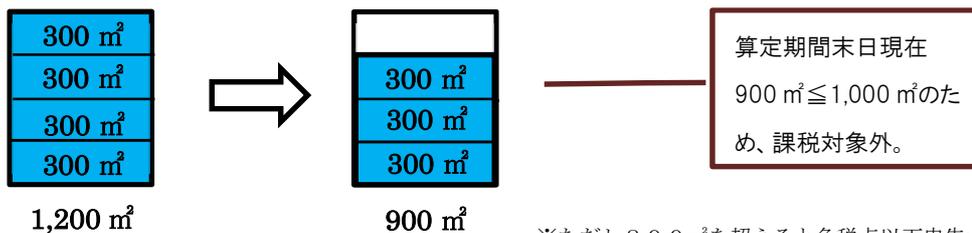
免税点の判定	判定対象	面積/人数	課税/免税
資産割	東大阪市内の全事業所等の合計床面積（非課税床面積を除く）	1,000 m ² 超	課税
		1,000 m ² 以下	免税
従業者割	東大阪市内の全事業所等の合計従業者数（非課税従業者を除く）	100 人超	課税
		100 人以下	免税

なお、非課税を含めて、事業所床面積が 800 m²を超える、または従業者数が 80 人を超える場合、納税義務はありませんが、申告書の提出は必要です(免税点以下申告)。

(1) 免税点判定上の留意事項

① 課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合

この場合における資産割の課税標準の算定は月割計算により求めることとなっていますが、免税点の判定については課税標準の算定期間の末日の現況により行います。



※ただし 800 m²を超えると免税点以下申告が必要です。

② 休止施設

免税点の判定は、休止施設の床面積を **含んで** 行います。

③ 非課税(p.27 参照)

免税点の判定は、資産割については非課税部分の床面積を、従業者割については非課税に係る従業者数を **除いて** 行います。

④ 課税標準の特例(p.28 参照)

免税点の判定は、課税標準の特例にかかる床面積及び従業者数を **含んで** 行います。

種別	免税点の判定	課税標準
休止施設	含まれる	含まれない
非課税	含まれない	含まれない
課税標準の特例	含まれる	含まれない

⑤ 特殊な勤務形態の従業者

特殊な勤務形態の従業者については、免税点の判定上 p.24 の表のとおり取扱います。

⑥ 従業者数に著しい変動がある場合

課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。(法 701 の 43④)

$$\boxed{\text{従業者数}} = \frac{\boxed{\text{算定期間に属する各月末日現在における従業者数を合計した数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

なお、従業者数に著しい変動がある事業所等とは、一の事業所等の単位で、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の 2 倍を超える事業所等です。(令 56 の 73)

※ここでいう事業所等は、当該課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等は含みません。

★事例★

A 社の各月末日の従業者数の推移

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
60	60	60	60	65	55	45	60	75	100	90	110	840

1 著しい変動の判定

①従業者数最大月における従業者数…110 人

②従業者数最少月における従業者数…45 人

判定…①>②×2 → 該当する

2 免税点の判定

①従業者数…840 人÷12 ヶ月=70 人

(ア)①≤100 人 → 納税義務なし

4. 課税標準

事業所税の課税標準は、資産割については事業所床面積、従業者割については従業者給与総額です。この場合、**市内に所在するすべての事業所等を合算して算出**していただきます。

$$\text{税額} = \text{課税標準} \times \text{税率}$$

4-1. 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の**算定期間の末日において市内に所在するすべての事業所等の合計床面積**です。(法701の31①(2)、法701の40①)

ただし、課税標準の算定期間の末日以前6ヶ月以上事業を休止している場合、その部分は課税標準となる事業所床面積から除かれます。その場合、「事業所用家屋休止施設届出書」を提出していただくことになります。

事業所税における事業とは、長期間継続して行われることを前提としています。ただし、休止施設と認められるためには以下の条件を満たさなければなりません。

Point ★休止施設の3要件★

1. 課税標準の算定期間の末日以前6ヶ月以上事業を休止している
2. 当該休止部分が壁・扉等で構造的に区画されている
3. 設置されていた機械、設備等を撤去又は廃止するなどして、当該部分に係る事業の休止が客観的に明白な場合をいい、廃止に至るもの

つまり現に操業は行っていないものの、必要な維持補修が行われており、いつでも操業し得る状態にある場合や事業所等の一部を事業の都合で単に使っていないという場合等は、事業を休止している場合には該当しません。

Check! ★注意点★

当該休止部分に係る事業所床面積は、課税標準には含まれませんが、**免税点の判定の基礎となる事業所床面積には含まれます。**

(1)課税標準の算定期間

①法人の場合は、**事業年度**をいいます。

②個人の場合は、**1月1日から12月31日までの期間**をいいます。

ただし、年の途中で開始や廃止があった場合は、下表のとおりになります。

算定期間が途切れる場合の理由		算定期間
個人	年の途中で事業を開始した場合	開始の日から12月31日までの期間
	年の途中で事業を廃止した場合	1月1日から廃止の日までの期間
	年の途中で事業を開始し、年の途中で事業を廃止した場合	開始の日から廃止の日までの期間

(2)資産割の免税点と税率

市内に所在する各事業所等の合計床面積（非課税床面積を除く）が、課税標準の算定期間の末日現在において1,000㎡以下である場合には課税されません。

税率は、**事業所床面積1㎡につき600円**です。

(3)事業所床面積

事業所用家屋の延べ床面積をいい、その算定にあたっては、事業所用家屋の各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として計算し、小数点第3位以下は切捨てをします。

基本的には事業所床面積は、算定期間の末日現在のものになりますが、次のように算定期間が12ヶ月に満たないような場合や、算定期間の中で事業所等の新設や廃止があった場合の事業所床面積の求め方は次のように計算して求めます。



① 課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合

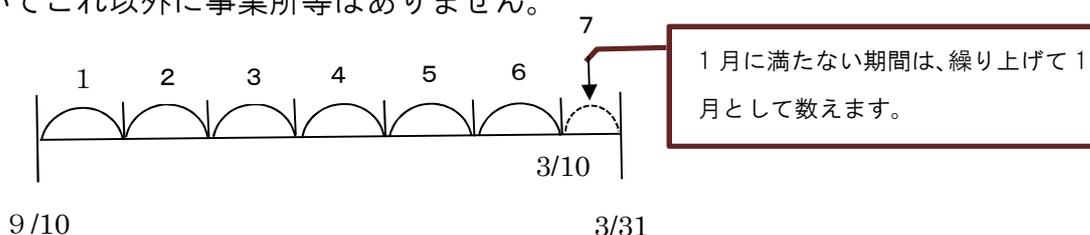
法人が新たに設立した場合や算定期間の中で解散した場合、個人が年の中で事業を開始又は廃止した場合など、算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合の事業所床面積の求め方は算定期間の末日における事業所床面積を12で除して得た面積に算定期間の月数を乗じて得た面積になります。(法701の40①)

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{算定期間末日の事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{算定期間の月数}}}{\boxed{12}}$$

※課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。(法701の40③)

★事例★

A社は3月末決算法人で、9月10日において東大阪市に事業所を設立しました。資産割の課税標準となる事業所床面積は、算定期間末日現在1,200㎡です。なお、東大阪市においてこれ以外に事業所等はありません。



$$\text{事業所床面積} = 1,200 \text{ m}^2 \times 7 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} = 700$$

※免税点の判定は、算定期間の末日時点で1,000㎡を超えているため課税対象となります。

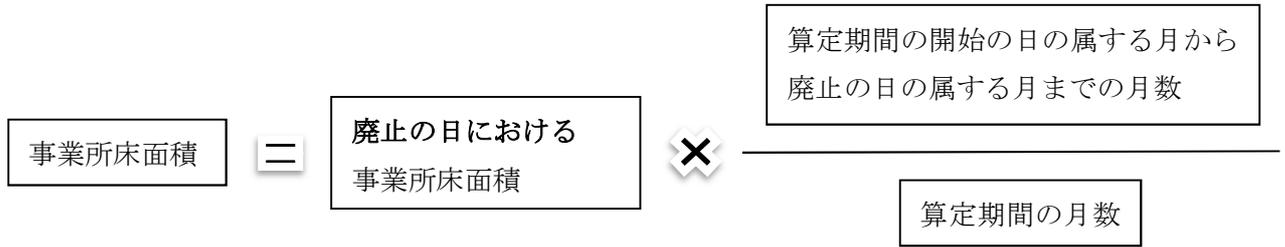
② 課税標準の算定期間の中で事業所等の新設又は廃止があった場合

課税標準の算定期間の中で事業所等を新設又は廃止した場合の、事業所床面積の求め方は算定期間の末日又は廃止の日における事業所床面積に次の割合を乗じて得た面積になります。

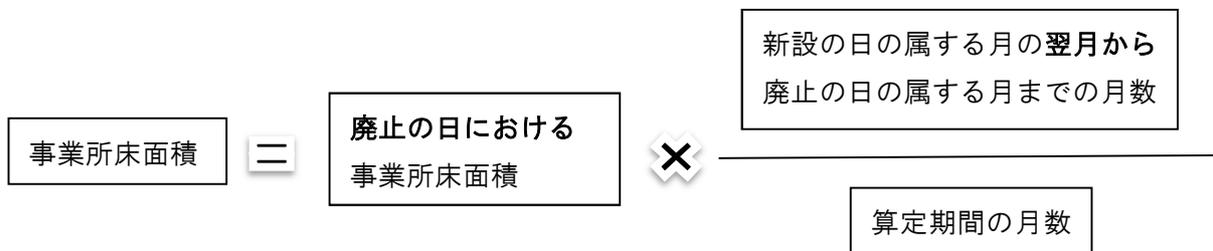
ア 課税標準の算定期間の中で新設した事業所等

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{算定期間末日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{算定期間の月数}}}$$

イ 課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等



ウ 課税標準の算定期間の中で新設し、かつ当該算定期間中に廃止した事業所等



※事業所等の拡張または縮小の場合

一つの事業所等の全体についての新設又は廃止とは違い、**事業所等の拡張又は縮小**(一つの事業所等に係る事業所床面積の増加又は減少)の場合は、月割計算することなく、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が課税標準となります。一つの事業所とは、一区画を占めて事業活動を行うものをいい、同一の構内にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所とします。また、近接した2以上の場所で事業活動が行われる場合でも、一方が他方の単なる分館的なものであるときは、両者を合わせて一つの事業所等とします。

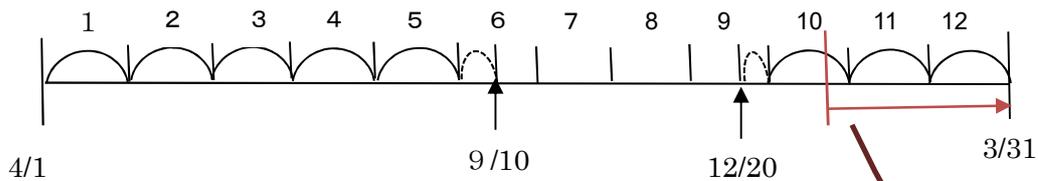


★事例★

東大阪市内に本社を有する B 社は 3 月末決算法人で、9 月 10 日で倉庫を廃止し、新たに営業所を 12 月 20 日に新設しました。資産割の課税標準となる事業所床面積は、どのようになるでしょうか。なお、B 社の事業所床面積の内訳は次のとおりです。

本社…1,200 m²(算定期間末日現在)
 東大阪倉庫…900 m²(廃止時)
 東大阪営業所…600 m²(算定期間末日現在)

[免税点判定]算定期間末日現在
 1,800 m² > 1,000 m² のため、課税。



課税標準となる事業所床面積は

本社	1,200 m ²
東大阪倉庫	900 m ² × 6 ヶ月 / 12 ヶ月 = 450 m ²
東大阪営業所	600 m ² × 3 ヶ月 / 12 ヶ月 = 150 m ²
合計	1,800 m ²

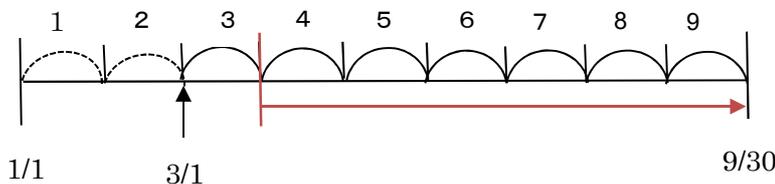
新設の場合は新設の日の属する月の翌月から月割計算。

★事例★

他市に本店を有する C 社はこの度、3 月 1 日に東大阪市内に支店を新設しました。なお事業年度を 12 月末決算から 9 月末決算へ変更しています。

東大阪支店…1,800 m²(算定期間末日現在)

[免税点判定]算定期間末日現在
 1,800 m² > 1,000 m² のため、課税。



課税標準となる事業所床面積は

$$1,800 \text{ m}^2 \times \frac{9 \text{ ヶ月}}{12 \text{ ヶ月}} \times \frac{6 \text{ カ月}}{9 \text{ ヶ月}} = 900 \text{ m}^2$$

事業年度が変更になったことによる月割り計算

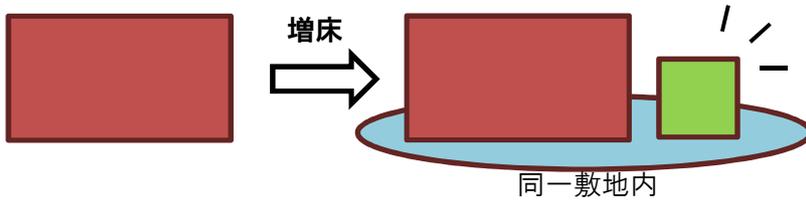
新設した場合の月割り計算

★事例★

東大阪市に本店を有するD社は12月末決算法人で、元々1,500㎡あった事業所の床面積を9月1日から500㎡増床しました。

東大阪支店…2,000㎡(算定期間末日現在)

[免税点判定]算定期間末日現在
2,000㎡>1,000㎡のため、課税。



同一敷地内での増床は、月割り計算を行わず、算定期間の末日の床面積が課税標準となるので、課税標準となる事業所床面積は2,000㎡となります。

(3)共用部分の取扱いについて

2以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分(共用部分)がある場合の各事業者の事業所床面積はつぎの算式により求められます。(令56の16)

$$\boxed{\text{当該事業者の事業所床面積}} = \boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{共用部分に係る当該事業者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{共用部分に係る専用部分の床面積の合計}}}$$

専用部分とは、専ら事業所として使用する部分（住宅でいう専ら居住の用に供する部分）のことです。そして共用部分とは、専用部分に係る廊下、階段、エレベーター等の共同の用に供する部分をいい、物理的、構造的に共同して使用できる部分すべてが含まれます。

★共用部分に係る計算方法の事例★

入口	A (事業所)	B (事業所)	C (住居)
	G (廊下)	H (廊下)	
	D (住居)	E (空室)	F (事業所)
	壁		

(ア)A 事業所の床面積は

$$A + G \times \frac{A}{A + D} \quad \text{となります。}$$

(イ)B 事業所の床面積は

$$B + H \times \frac{B}{B + C + E + F} \quad \text{となります。}$$

上図のとおり空室になっている専用部分の床面積も含めて計算をします。

◆駐車場の取扱い

事業を行う者が自己の事業所等内に有する駐車場施設のほか、月極貸し、年貸し等の駐車場で特定の者が専用使用するものについても、その使用者の事業所床面積として算定します。

この場合、駐車場に係る共用部分(車路等)については、駐車場を占有使用する者の間で、それぞれが専有している駐車場の面積の比によって按分することになりますが、1台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合には、車路等の共用部分を含めた駐車場施設全体の面積を台数按分することとして差し支えありません。なお、店舗等に付設された顧客専用駐車場や時間貸し駐車場については、その店舗等・時間貸し駐車場の経営者の事業所床面積として算定します。

★駐車場がある場合の A の事業所床面積の計算方法★



収容台数 6 台のうち
A 分 2 台

この場合の A 事業所の床面積は

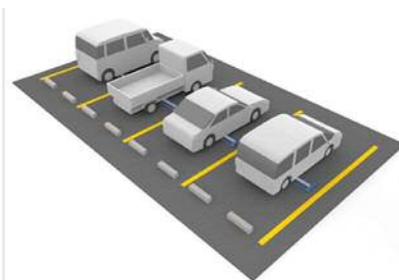
$$A + (G+F) \times \frac{A}{A+B+C+D} + E \times \frac{2}{6} \quad \text{となります。}$$

↑

共用部分の床面積の計算

↑

駐車場部分の床面積の計算



(4)共同事業及びみなし共同事業に係る課税標準の算定

①通常の共同事業の場合

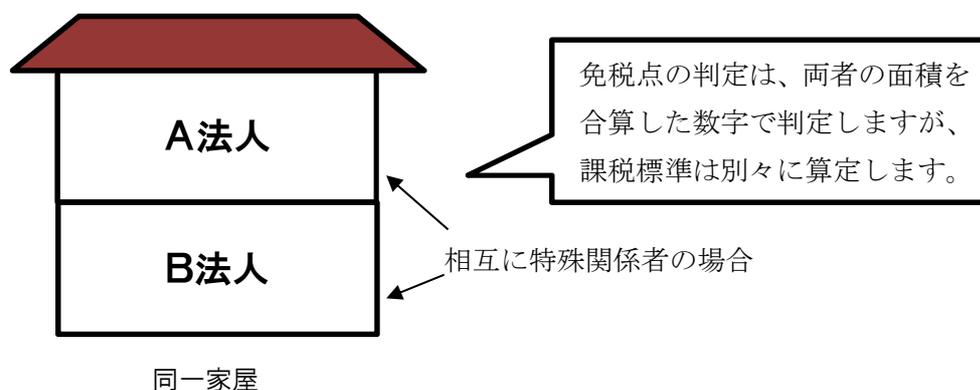
当該共同事業に係る各共同事業者の課税標準となる事業所床面積は、次の算式によって算出します。(令第56条の51①)

この場合、共同事業者の課税標準となる事業所床面積にかかる事業所税については、他の共同事業者が連帯納税義務を負います。(法第10条の2①)

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積}} \times \boxed{\text{損益分配の割合}}$$

②みなし共同事業の場合

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業については、その特殊関係者が単独で当該事業を行うものとみなして、課税標準を算定します。(令第56の51②)



4-2. 従業者割の課税標準

従業者割の課税標準は、市内の事業所等において、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額です。(法701の31①(3)、法701の40①)

(1) 課税標準の算定期間

資産割と同様です。

(2) 免税点と税率

市内に所在する各事業所等の合計従業者数(非課税従業者数を除く)が課税標準の算定期間の末日現在において100人以下である場合には課税されません。

税率は、従業者給与総額の100分の0.25です。

(3) 従業者給与総額

従業者給与総額とは、課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた又は支払われるべき給料等の総額をいいます。

従業者給与総額における給与とは、所得税法上の給与等と意義を同じくするものです。

なお、従業者には、一般の従業者のほか役員、臨時従業者(アルバイト、パートタイマー等を含む)、出向者等も含まれます。

従業者給与総額に含まれるもの	俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税の取扱い上課税とされる通勤手当・現物給与等
従業者給与総額に含まれないもの	退職金、年金、恩給、所得税の取扱い上非課税とされる通勤手当等

Memo

パートタイマーとは形式的な呼称ではなく勤務の実態によって判定されるものです。雇用期間の長短ではなく、勤務すべき事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されており、休暇、社会保障、賞与等から見ても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

相当短時間とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である者とされています。

(4) 従業者給与総額の算定の特例

① 年齢65歳以上の者及び障害者（いずれも役員を除く）

年齢65歳以上の者及び障害者については、従業者から除かれます。

※免税点の判定にも含まれません。

したがって、これらの者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、これらの者の給与の額を除いて行います。（法701の31①(5)）

・ **障害者**…所得税及び住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。

② 雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定はその者の給与等の額の2分の1に相当する額を除いて行います。（法701の31①(5)）

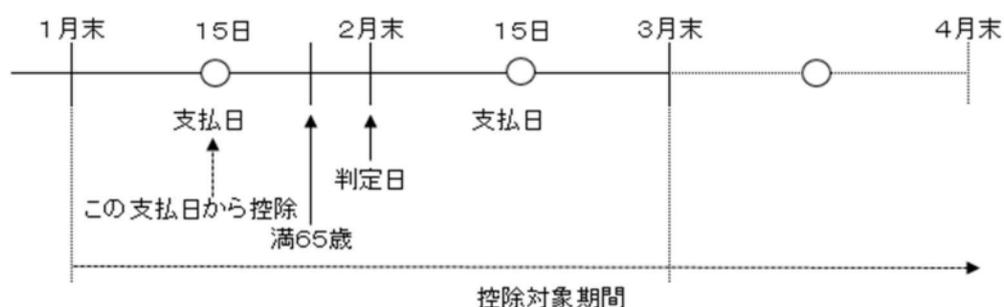
・ **雇用改善助成対象者**…年齢が55歳以上65歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金の支給、作業環境適応訓練、雇用奨励金の支給の対象となる者をいいます。（令56の17の2）

③年齢 65 歳以上の者、障害者、雇用改善助成対象者の判定

免税点の判定においては、課税標準の算定期間の末日現在の現況によって判定します。

従業者給与総額の計算においては、その者に対して給与等が支払われる時の現況の計算の基礎となる期間(月給、週給等の期間)の末日の現況をいいます。したがって、65歳以上の者等に該当することとなる従業者について、その従業者に支払われた給与等のうち、当該期間以降の給与等の額を控除して課税標準を算定します。

- ・ 3月末決算法人で、毎月1日～末日分をその月の15日に支払う場合。



- ・ 3月末決算法人で、毎月1日～末日分を翌月の15日に支払う場合。



(5)特殊な勤務形態の従業者

①課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等

課税標準の算定期間の中途において、本市内の事業所等から他市町村の事業所等へ、又は他市町村の事業所等から本市内の事業所等へ転勤した者がいる場合は、その者に支払われた給与のうち、**他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額には含まれません。**

②非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の給与等

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設とに併せ従事している従業者の非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等の区分については、それぞれの事業に従事した分量によって按分することになります。

なお、その分量が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとして計算してください。(令56の49)

③共同事業及びみなし共同事業に係る従業者給与総額

(ア)共同事業の場合

共同事業に係る各共同事業者の従業者割の課税標準となる従業者給与総額は、次の算式によって算出される金額となります。(令56の51①)

$$\boxed{\text{従業者給与総額}} = \boxed{\text{共同事業に係る従業者給与総額}} \times \boxed{\text{損益分配の割合(損益分配の割合が定められていない場合は、出資の価格に応ずる割合)}}$$

(イ)みなし共同事業の場合

特殊関係者を有する者との共同事業とみなされる事業については、**その特殊関係者が単独でその事業をおこなうものとみなして、課税標準の算定をします。**(令56の51②)

④事業所等が他の市域にわたって所在する場合

事業所等が他の市域にわたって所在する場合は、次の算式によって算出してください。(令56の50)

$$\boxed{\text{東大阪市分の従業者給与総額}} = \boxed{\text{当該事業所等に係る従業者給与総額}} \times \frac{\boxed{\text{東大阪市内に所在する事業所床面積}}}{\boxed{\text{当該事業所等の全体の事業所床面積}}}$$

※また、未払金として処理された給与等も未払費用として処理された給与等も、ともに損金経理上の取扱いにあわせて従業員給与総額に含まれることになります。

従業員給与総額の算定と発生主義

従業員給与総額の算定は、会計処理上のいわゆる発生主義で算定すべきものです。したがって、現実に従業員に給与等が支払われていなくとも、会計上未払金として計上されているものについては、従業員給与総額に算入されます。なお、未だ支払義務が発生していない期末賞与等について引当金として計上されている場合は、未払金として計上されていないので従業員給与総額に含まれません。

その他の勤務形態の従業員については、次のページの表のとおり取扱います。

◆従業者の範囲一覧表◆

従業者の区分		免税点の判定	課税標準の算定
65歳以上の者(役員は除く)		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
障害者(役員は除く)		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
出 向 社 員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う(注1)	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
日々雇用等の臨時の従業者		従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
短時間勤務のアルバイト・パートタイマー(注2)		従業者に含めない。	従業者給与総額に含める。
役 員	無給の役員	従業者に含めない。	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
	非常勤の役員	従業者に含める。	従業者給与総額に含める。
休職中の従業者		従業者に含める。(給与等が支払われている場合)	従業者給与総額に含める。
中途退職者		従業者に含めない。	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める。
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は従業者に含める。	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める。
派遣法に基づく派遣社員(注3)		派遣元の従業者に含める。	派遣元の従業者給与総額に含める。
外国又は課税区域外への長期出張又は派遣		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
常時船舶の乗組員		従業者に含めない。	従業者給与総額に含めない。
雇用改善助成対象者		従業者に含める。	給与等の額の2分の1を従業者給与総額から控除する。

(注1) 法人税法上給与相当分が給与として取扱われている場合

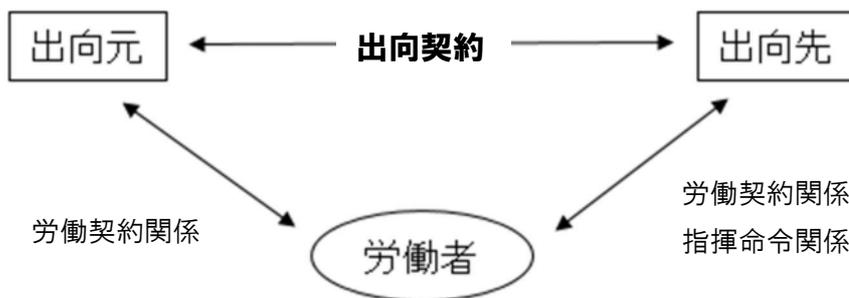
(注2) 1週間の労働時間が正規従業者の4分の3未満である場合

(注3) 東大阪市外への派遣は含めない

出向とは…出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権が出向先企業にあり、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。
派遣とは…派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。
出張とは…企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。なお、長期出張とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

◆従業者割に係る出向、出張、派遣等相関図◆

①出向



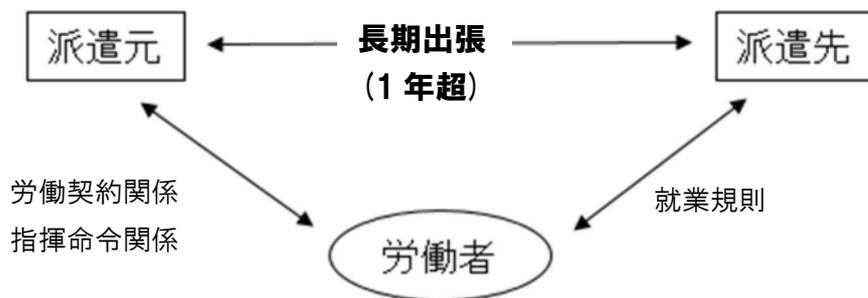
従業者給与総額への算入に関しては、実質的な負担(従業者に対する給与支払に係る負担)が出向元にあるのか出向先にあるのかによります。

②出張(短期間)



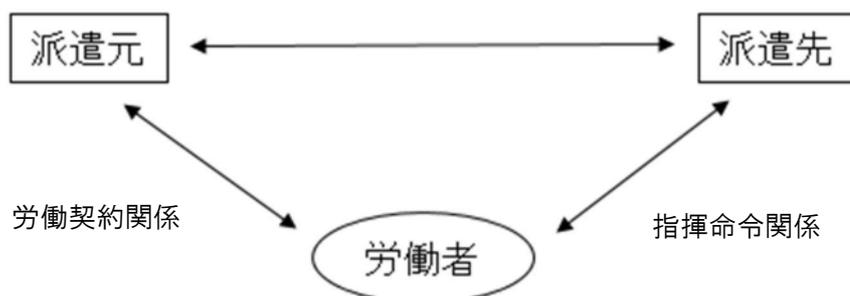
出張に係る期間の給与については、課税区域外(東大阪市外)に出張している場合であっても、出張元の従業者給与総額に算入します。

③外国又は課税区域外への長期出張または派遣



課税区域外(東大阪市外)に長期出張又は派遣している従業者については、当該事業所と本市との受益関係に直接関与しているものではないため、派遣元の従業者給与総額に算入しません。

④派遣法に基づく派遣社員



派遣労働者と派遣先との関係は、単に指揮命令関係があるだけであり、派遣労働者に係る給与は派遣元の給与総額に算入されます。ただし、課税区域外(東大阪市外)へ派遣された派遣労働者については従業者給与総額には含めません。



5. 非課税

(1) 非課税の範囲

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする「人的非課税」(国及び法人税法第2条第5号の公共法人)と、施設の用途に着目して非課税とする「用途非課税」とがあり、その範囲は、別冊の「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧」の「別表1」のとおりです。

(2) 非課税の適用上の留意点

① 非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱いについて

非課税に該当する施設における床面積は、**当該非課税施設部分のみの床面積であり、廊下部分等の共用部分は按分されません**。例えば、社員食堂(非課税施設)に通じる廊下、階段は課税標準床面積に算入します。

② 非課税該当の判定日について

非課税の規定を受ける施設であるかどうかの判定は、**課税標準の算定期間の末日の現況**により行います。(法701の34⑥)

また、算定期間の中途において非課税規定の適用を受けるべき施設に該当する事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により非課税判定を行います。

③ 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合の事業所床面積等の算定

収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う事業所等の事業所床面積若しくは従業者給与総額について、非課税規定の適用を受けるものと受けないものとに区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づきそれぞれ算定します。(令56の23)

④ 非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。(令56の49)

6. 課税標準の特例

(1) 課税標準の特例の範囲

事業所税には、その創設の趣旨及び目的から事業所税を軽減すべきものと考えられる特定の事業所等について、課税標準の特例の措置が講じられています。

具体的には、別冊の「非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧」の「別表2」の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{資産割の課税標準}} = \boxed{\text{事業所床面積}} = \left(\boxed{\text{特例対象事業所床面積}} \times \boxed{\text{控除割合}} \right) \\ \boxed{\text{従業者割の課税標準}} = \boxed{\text{従業者給与総額}} = \left(\boxed{\text{特例対象従業者給与総額}} \times \boxed{\text{控除割合}} \right) \end{array}$$

(2) 課税標準の特例適用上の留意点

① 課税標準の特例適用施設とその他の課税施設に係る共用部分の取扱いについて

課税標準の特例の適用を受ける施設の床面積は、当該特例適用施設部分のみの床面積であり、廊下部分等の共用部分は按分されません。

② 課税標準の特例適用の判定日について

課税標準の特例適用があるかどうかの判定は、課税標準の算定期間末日の現況によります。(法 701 の 41③)なお、事業所等を算定期間の中で廃止した場合の取扱いについては、その廃止の直前に行われていた事業により特例の判定を行います。

③ 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の計算

課税標準の特例の適用を受ける施設に係る事業所等において特例の適用を受ける事業とその他の事業が併せ行われている場合には、特例の適用を受ける事業の従業者がその他の事業にも従事した分量に応じてその者の給与等の額を按分します。なお、分量が明らかでない場合は、特例の適用を受ける事業とその他の事業とに均等に従事したものとして計算してください。(法 701 の 41①、令第 56 条の 67)

④ 課税標準の特例規定と免税点の判定について

免税点の判定は、課税標準の特例適用前で行います。

非課税と特例の性格の違いとしては、用途や目的から判断して非課税はそもそも事業所税をかけるのがふさわしくないものであり、特例は事業所税を軽減すべきものとする考え方の違いになります。

(3)課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

課税標準の特例規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。(令 56 の 71)

適用順位	適用条例
1	地方税法第 701 条の 41 第 1 項
2	地方税法第 701 条の 41 第 2 項

7. 減免

(1)減免の範囲

本市においては、公益上、その他の理由により市長が特に必要があると認めるもののほか、地方税法上の非課税又は課税標準の特例との均衡を考慮し、別冊の「非課税・課税標準の特例・減免対象施設一覧」の「別表3」に掲げる施設について減免措置を講じています。(条 95 の 10)

(2)減免の判定

課税標準の算定期間の末日の現況により行います。(条 95 の 10)

(3)減免の申請

減免を受けようとする方は、「事業所税減免申請書」を提出する必要があります。なお、納付すべき日から 15 日を過ぎると、提出できませんのでご注意ください。また、減免を受けようとする事由を証明する書面を添付してください。(条規 25)

第3章 事業所税の申告と納付

1. 申告および納付

事業所税は、納税者自身で納付すべき税額を計算し、その結果を申告・納付していただく申告納付制度が採用されております。(法 701 条 45)

事業所税の申告には、①事業所税申告、②事業所用家屋の貸付申告があります。(法 701 の 46,47,52)

下記の表にしたがって、期限内に申告・納付してください。

区分	申告区分	申告義務者	要件	申告・納付期限
①	事業所税申告	納付申告	事業所等の合計床面積が 1,000 m ² を超える場合又は合計従業者数が 100 人を超える場合 (非課税を除く)	(法人)…事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内 (個人)…3 月 15 日
		免税点以下申告	事業所等の合計床面積が 800 m ² を超える場合又は合計従業者数が 80 人を超える場合 前事業年度又は前年中に事業所税の納税義務を有していた場合	同上
②	事業所用家屋の貸付申告	事業所用家屋の貸付を行う者	事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けている場合	貸付日から 60 日以内

また、事業所用家屋を新設する場合は【法人設立・開設届出書】、廃止する場合は【法人異動届出書】を提出してください。

Check!

※個人が、事業を年の中途において廃止した場合の申告・納付期限は、次のとおりです。

(法 701 の 47①)

- ・年の中途において事業を廃止した場合は、その事業の廃止の日から 1 ヶ月以内
- ・事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その事業の廃止の日から 4 ヶ月以内

2. 期限後申告・修正申告・更正の請求

(1) 事業所税の期限後申告及び修正申告納付について

申告期限後においても決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

また、申告税額等に不足額のある場合には遅滞なく修正申告をするとともにその増加した税額を納付してください。(法 701 の 49)

(2) 更正の請求

申告書または修正申告書に記載した課税標準等または税額等の計算が法令の規定に従っていなかったこと、または計算誤り等があったことにより、申告した税額が過大である場合には「更正の請求」ができます。

なお、更正の請求ができるのは申告納付期限から 5 年以内です。(法 20 の 9 の 3)

3. 延滞金・加算金

(1) 延滞金

申告納付期限後に税額を納付する場合は、納付すべき税額に、申告納付期限の翌日から納付の日までの期限の日数に応じ、年 14.6%(下の表に掲げる期間については年 7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。(法 701 の 59、法 701 の 60)

ただし、当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%を加算した割合(特例基準割合)が年 7.3%に満たない場合は、年 14.6%の割合にあつては特例基準割合に年 7.3%を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年 1%を加算した割合で計算します。

申告書の提出	年 7.3%の適用期間
申告納付期限までに申告書を提出した場合	申告納付期限の翌日から、1 ヶ月を経過する日までの期間
申告納付期限後に申告書を提出した場合	当該提出した日までの期間またはその日の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの期間
修正申告書を提出した場合	修正申告書を提出した日までの期間またはその日の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの期間

なお、延滞金または加算金の計算の基礎となる税額(事業所税額)に 1,000 円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が 2,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。
また、延滞金または加算金の額に 100 円未満の端数があるときはその端数の金額を、その全額が 1,000 円未満であるときはその全額を切り捨てます。(法 20 の 4 の 2②、⑤)

(2)加算金

申告書を提出しなかったため市長が税額等を決定した場合または申告書に記載した額が過少であり市長が更正した場合などは、次のような加算金が課されます。

① 過少申告加算金

期限内に申告書を提出した場合でその後、当該申告税額が過少であるため市長が更正したときは、更正により増加する税額の原則 10%相当額、不足税額のうち、期限までに申告した税額または 50 万円のいずれか多い金額を超える部分にさらに 5%の過少申告加算金が課されます。(法 701 の 61①)

② 不申告加算金

提出期限後に申告書を提出した場合や、市長が税額を決定又は更正した場合においては、当該申告書等に基づく納付すべき税額に対して、次の割合の不申告加算金が課されます。(法 701 の 61②、③、④、⑥)

申告書提出期限	50 万円以下部分	50 万円超～300 万円 以下部分	300 万円超部分
令和 5 年 12 月 31 日まで	15%	20%	
令和 6 年 1 月 1 日以後	15%	20%	30%

なお、申告期限後における申告書の提出が、市長による税額の決定又は更正があることを予知してされたものでないときは、上記に関わらず、不申告加算金の割合は 5%となります。

③重加算金

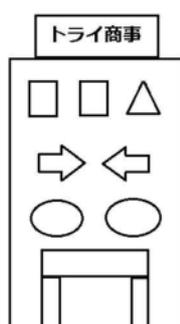
過少申告加算金または不申告加算金が課される場合で、それが課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部または一部を隠蔽しまたは仮装したことに基づくものであるときは、過少申告加算金に代えて 35%の重加算金が、不申告加算金に代えて 40%の重加算金が、それぞれ課されます。(法 701 の 62)

第4章 事業所税申告書の記載例

1. 事業所税申告書

ここでは一例として、東大阪市内に本社、支店、倉庫があるトライ商事株の事業所税申告書の記載例を載せています。申告書作成の参考にしてみてください。

(例)トライ商事株は3月決算法人で、令和6年3月31日期末時点の事業所床面積及び同期中に支払われた従業員給与総額の状況は次のとおりです。



・本社(所在地 東大阪市荒本北〇丁目〇番〇号)※令和5年11月1日新設

(1)事業所床面積

専用床面積…3,500 m²

(うち社員食堂 214 m²)

(2)従業員給与総額

従業員の給与等の支払いは、毎月1日から月末までの分をその月の末日に支払っています。

従業員給与総額(213人分)…364,830,020円

うち65歳以上の従業員(6人分)…14,632,000円



・布施支店(所在地 東大阪市長堂△丁目△番△号)

(1)事業所床面積

専用床面積…850 m²

(うち娯楽室 165 m²)

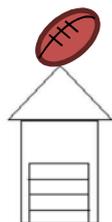
なお、布施支店は貸しビルに入居しており、当該貸しビルには他にA社、B社がそれぞれ200 m²専用しており、これらの専用部分に係る共用部分の床面積は180 m²となっています。

(2)従業員給与総額

従業員給与総額(30人分)…43,707,380円

うち心身障害者従業員(15人分)…15,075,000円

※この支店は心身障害者を多数雇用する事業所に該当しています。



・倉庫(所在地 東大阪市本庄中口丁目口番口号)※令和5年11月1日新設

(1)事業所床面積

専用床面積…300 m²

※この倉庫は流通業務地区内にあります。

非課税明細書

※		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
令和 5 年 4 月 1 日から					12345678	20	
令和 6 年 3 月 31 日まで		氏名又は名称					トライ商事株式会社
算定期間		個人番号又は法人番号					1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
※	事業所等の名称	本社		事業所等の所在地	東大阪市荒本北〇丁目〇番〇号		
非課税の内訳				資産割	従業員割		
法第701条の34第 3 項 26 号該当				非課税床面積 ㉞	非課税従業員数 ㉟		
法第701条の34第 項 号該当				214 00	非課税従業員給与総額 ㊱		
法第701条の34第 項 号該当							
障害者・65歳以上の従業者(役員を除く)							
合計				214 00	6 14 632 000		
※	事業所等の名称	布施支店		事業所等の所在地	東大阪市長堂△丁目△番△号		
非課税の内訳				資産割	従業員割		
法第701条の34第 3 項 26 号該当				165 00	15 15 075 000		
法第701条の34第 項 号該当							
法第701条の34第 項 号該当							
障害者・65歳以上の従業者(役員を除く)							
合計				165 00	15 15 075 000		
非課税事業所床面積等の合計				379 00	21 29 707 000		

第四十四号様式別表二

point: 従業員割が免税点以下の場合は人数のみ記載してください。

point: 非課税給与総額がある場合は、算定期間末日現在の人数を記入してください。

point: 非課税項目は事業所ごとに記入してください。

point: 非課税の種類ごとに記入してください。

課税標準の特例明細書

※		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
令和 5 年 4 月 1 日から					12345678	20	
令和 6 年 3 月 31 日まで		氏名又は名称					トライ商事株式会社
算定期間		個人番号又は法人番号					1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
※	事業所等の名称	布施支店		事業所等の所在地	東大阪市長堂△丁目△番△号		
課税標準の特例内訳				資産割	従業員割		
法第701条の41 第 2 項 第 号該当				課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	課税標準の特例適用対象従業員給与総額 ㉟		
法第701条の41 第 項 第 号該当				807 40	403 70		
雇用改善助成対象者				控除割合 ㊲	控除従業員給与総額 ㊳		
合計				1/2			
※	事業所等の名称	倉庫		事業所等の所在地	東大阪市長堂△丁目△番△号		
課税標準の特例内訳				資産割	従業員割		
法第701条の41 第 1 項 第 17 号該当				課税標準の特例適用対象床面積 ㉞	課税標準の特例適用対象従業員給与総額 ㉟		
法第701条の41 第 項 第 号該当				300 00	150 00		
雇用改善助成対象者				控除割合 ㊲	控除従業員給与総額 ㊳		
合計				1/2			
控除事業所床面積の合計				553 70	控除従業員給与総額の合計		

第四十四号様式別表三

point: 特例の項目も事業所ごとに記入してください。

point: 特例の種類ごとに記入してください。

point: 種別ごとに控除割合が異なるので、確認しましょう。

共用部分の計算書

令和 5 年 4 月 1 日から	※ 処理事項	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
令和 6 年 3 月 31 日まで				12345678	20
		氏名又は名称 トライ商事株式会社			
		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4			

第四十四号様式別表四

※	事業所等の名称	布施支店		事業所等の所在地	東大阪市長堂△丁目△番△号		
専用部分の延べ面積	①	1	250	00	point: 共用部分を使っている各法人の専用部分の面積の合計を記入します。	③ の 内 訳	⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②		850	00	消防設備等に係る共用床面積	ア	m
非課税に係る共用床面積	③				防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	イ
③以外の共用床面積	④		180	00		2分の1が非課税となる共用床面積	ウ
共用床面積の合計(③+④)	⑤		180	00	ア～ウ以外の非課税に係る共用床面積	エ	
事業所床面積となる共用床面積 (④× $\frac{②}{①}$)	⑥		122	40	合 計 (ア～エ)	オ	
※	事業所等の名称			事業所等の所在地			
専用部分の延べ面積	①				③ の 内 訳		⑦
①のうち当該事業所部分の延べ面積	②				消防設備等に係る共用床面積	ア	m
非課税に係る共用床面積	③				防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積	イ
③以外の共用床面積	④					2分の1が非課税となる共用床面積	ウ
共用床面積の合計(③+④)	⑤				ア～ウ以外の非課税に係る共用床面積	エ	
事業所床面積となる共用床面積 (④× $\frac{②}{①}$)	⑥				合 計 (ア～エ)	オ	

トライ商事(株)布施支店の貸しビルの所有者が提出する貸付申告書の記載例です。

事業所用家屋貸付申告書

6年5月10日

(宛先)

東 大 阪 市 長

管 理 番 号

12345678

法 人 番 号

1234567890123

(提出用)

申告者	住所又は所在地	東大阪市永和〇丁目〇番〇号	この申告に应答する者の氏名
	氏名又は名称	ヒガシオオサカ株式会社	財務 部 経理 課
	代表者氏名	東大阪 太郎	【氏名】 東大阪 次郎 電話 (06 - 4309 - 3133)

地方税法第701条の52 第2項 東大阪市税条例第95条の9の規定に基づき、下記のとおり事業所用家屋の貸付状況を申告します。

point:
貸付先の法人名・連絡先
貸付面積等を記入してください。

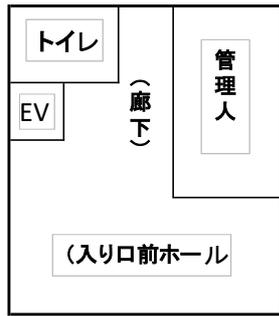
1	所在地	東大阪市 (ビル名等) 長堂△丁目△番△号	共用床面積 122.40 m ²	専用床面積 850.00 m ²	貸付年月日 4年4月1日
	使用者	住所(所在地) 東大阪市荒本北〇丁目〇番〇号	氏名(名称) トライ商事株式会社	電話 06 (4309) 3133	
2	所在地	東大阪市 (ビル名等) 長堂△丁目△番△号	共用床面積 28.80 m ²	専用床面積 200.00 m ²	貸付年月日 5年10月1日
	使用者	住所(所在地) 東大阪市岩田町〇丁目〇番〇号	氏名(名称) A株式会社	電話 06 (1234) 5678	
3	所在地	東大阪市 (ビル名等) 長堂△丁目△番△号	共用床面積 28.80 m ²	専用床面積 200.00 m ²	貸付年月日 6年1月1日
	使用者	住所(所在地) 東大阪市高井田元町〇丁目〇番〇号	氏名(名称) B株式会社	電話 06 (8765) 4321	
4	所在地	東大阪市 (ビル名等)	共用床面積 m ²	専用床面積 m ²	貸付年月日 年 月 日
	使用者	住所(所在地)	氏名(名称)	電話 ()	
5	所在地	東大阪市 (ビル名等)	共用床面積 m ²	専用床面積 m ²	貸付年月日 年 月 日
	使用者	住所(所在地)	氏名(名称)	電話 ()	
6	所在地	東大阪市 (ビル名等)	共用床面積 m ²	専用床面積 m ²	貸付年月日 年 月 日
	使用者	住所(所在地)	氏名(名称)	電話 ()	

【備考】

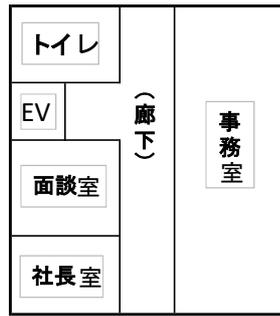
- 床面積の欄には、100分の1m²の単位まで記入してください。
- 共用床面積の欄には、下記の算式で求めた数値を記入してください。
$$\text{共用床面積合計 (m}^2\text{)} \times \frac{\text{各使用者の専用床面積 (m}^2\text{)}}{\text{専用床面積合計 (m}^2\text{)}}$$
- 備考の欄には、その他参考となる事項を記入してください。

・本社家屋平面図記載例

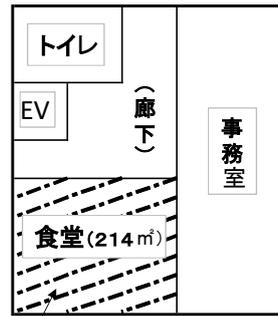
※家屋平面図とは、建物を上から見たときの間取り図で、新規申告時と床面積に変動があった時に申告書と一緒に提出が必要です。



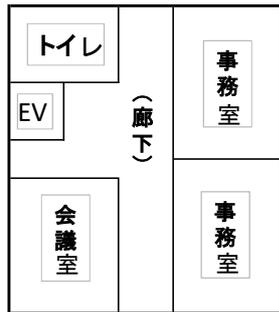
1F (875m²)



2F (875m²)



3F (875m²)



4F (875m²)

非課税床面積はこのように斜線を引くか、マーカーで塗りつぶすなどして明確にしてください。

1F～4F計3,500m²、内非課税床面積214m²